

社会福祉施設等の集団感染発生等に伴う現地対策支援本部等の対応について

1 現地対策本部設置に係る取扱いについて

(1) 趣旨について

帯広市が所管する社会福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症の集団感染又は集団感染が疑われる事例が発生した場合について、北海道から現地対策本部を設置し、状況に応じ対応を行うもの。

(2) 地域密着型の高齢者施設における集団感染事例について

帯広市が所管する社会福祉施設等（地域密着型のみ）の集団感染事例は以下のとおり。

法人種別	サービス種別	発生時	終了時	陽性者数	設置の有無
社会医療法人	認知症対応型共同生活介護	R3. 4. 7	R3. 4. 20	5 名	有り
社会福祉法人	小規模多機能型居宅介護	R4. 2. 2	R4. 2. 25 (予定)	11 名 (R4. 2. 21 時点)	無し 小規模多機能は居宅サービスに位置づけするため。※
社会福祉法人	地域密着型介護老人福祉施設	R4. 2. 14	未定	54 名 (R4. 2. 21 時点)	有り

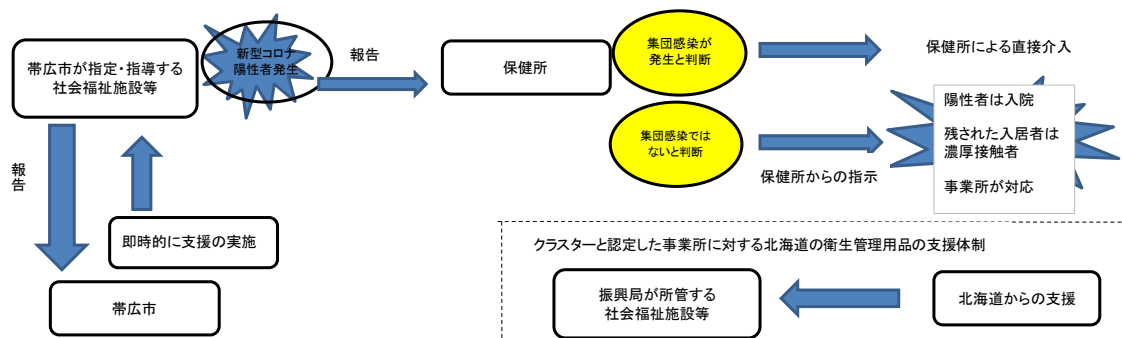
※ 現地対策本部の設置はしていないが、事業所、北海道との情報共有等による支援を継続

2 事業継続支援に係る衛生用品の支援について

(1) 事業の目的について

社会福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、適切に対処するための防護服等衛生管理用品の備蓄が事業所に不足した場合に備え、介護・障害福祉サービスが継続的に提供できる体制の確保とともに、感染症の拡大を防止するため、必要となる物資の支援を行うもの。

(2) スキーム



(3) 事業の実績について

備蓄品目	不織布マスク、N95マスク、防護服セット、ガウン、ハイブリットグローブ、プラスチックグローブ、フェイスシールド、ゴーグル、キャップ、消毒用アルコール
支援事業所数	4事業所

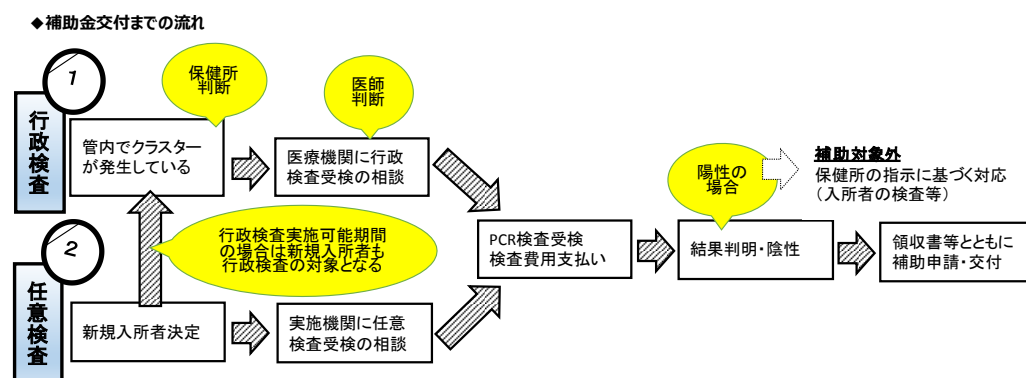
3 帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金について

(1) 事業の目的について

高齢者入所施設への新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、①高齢者入所施設の入所者（新規入所予定者含む。）と従事者に対する行政検査②高齢者入所施設の新規入所予定者への任意検査について、高齢者入所施設が検査実施機関等に支払った費用に対して補助を実施するもの。

検査の実施機関	① ・行政検査によるPCR検査等を実施できる医療機関
	② ・施設の協力医療機関等であってPCR検査等を実施できる医療機関等 ・市内外のPCR検査等の任意検査を行っている医療機関等

(2) スキーム



(3) 事業の実績について（地域密着型サービスのみ）

サービス種別	補助区分	事業所件数	対象者数
認知症対応型共同生活介護	②新規入所予定者への任意検査	1事業所	3名
地域密着型介護老人福祉施設	②新規入所予定者への任意検査	1事業所	4名

4 社会福祉施設等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

(1) 経過

重症化のリスクや、医療提供体制の確保等及びクラスターの抑止、サービスの継続の観点から優先的に接種体制の構築を行う。（1回目、2回目接種状況については別紙参照）

3回目接種については、社会福祉施設等に希望調査を実施し、現在は居宅サービスを含め1回目、2回目接種者に対して、3回目の接種券を送付済みである。

社会福祉施設等の集団感染発生等に伴う現地支援対策本部設置に係る取り扱いについて

(趣旨)

第1条 北海道が規定する「社会福祉施設等の集団感染発生等に伴う現地支援対策本部設置要綱」(別紙)に基づき、帯広市が所管する社会福祉施設等(通所・訪問系は除く。以下「施設」という。)において、新型コロナウイルス感染症の集団感染又は集団感染が疑われる事例が発生した場合の対応について、以下のとおり取り扱うこととする。

(現地支援対策本部の設置について)

第2条 北海道から現地支援対策本部(以下、「支援本部」という。)の設置について依頼があった場合、北海道と合同で支援本部を設置する。

(支援本部長)

第3条 支援本部の設置が決定した場合、速やかに北海道と帯広市で協議し支援本部長を決定する。

2 支援本部長は、原則として市民福祉部長とする。なお、副支援本部長の設置等、状況等に応じた弾力的な体制とすることができる。

3 支援本部における帯広市の対応を統括する者は、市民福祉部地域福祉室長とする。

(基本構成員)

第4条 帯広市における基本構成員は原則、地域福祉課長及び当該施設に係るサービスを所管する担当課長とする。ただし、状況等に応じ弾力的な体制とすることができる。

(支援本部の役割)

第5条 支援本部における役割について、以下の区分により各担当が対応を行うこととする。

主な業務	具体的な業務・支援内容	担当
支援本部会議	・感染者発生等に係る情報収集 ・施設での感染拡大の状況についての情報共有 ・具体的な支援策についての検討、関係各所との連携等	基本構成員
事業継続支援	・事業を継続するために必要な職員体制の確保 ・他法人から応援職員の受入体制(宿泊先の確保等) ・個人防護具等衛生資材の確保	地域福祉課
サービス利用 継続支援	・当該施設への通所利用者・短期入所者への必要な代替サービス提供体制の確保	各サービス 所管担当課

2 帯広市所管以外の社会福祉施設等において集団感染が発生した場合等、北海道と合同で支援本部を設置していない場合においても、北海道より帯広市に対し支援の依頼があり、必要と認められる場合は、前項の区分により対応を行うこととする。

(帯広市新型コロナウイルス感染症対策本部との連携)

第6条 随時最新の情報について報告を行い、緊密な連携を図る。

(庶務)

第7条 支援本部の庶務は、市民福祉部地域福祉室地域福祉課において行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この取り扱いは令和3年2月4日から施行する。

社会福祉施設等の集団感染発生等に伴う現地支援対策本部設置要綱

1 設置目的

社会福祉施設等（通所・訪問系は除く。以下「施設」という。）において、新型コロナウイルス感染症の集団感染又は集団感染が疑われる事例が発生した場合、施設における感染拡大防止の支援を行うとともに、利用者の健康管理や生活介護等の維持を支援することを目的とする。

2 名称

「（施設名等）現地支援対策本部」とすることを基本とする。

3 現地支援対策本部の設置対象となる施設

新型コロナウイルス感染症の集団感染又は集団感染が疑われる事例が発生した施設であり、かつ、指定都市及び中核市にある施設を除いた施設（以下「当該施設」という。）とする。

4 設置主体

道が設置する。ただし、当該施設が市町村の所管の場合、道は当該市町村に対し設置を促し、当該市町村が了承した場合、設置主体を道及び当該市町村の合同とする。

5 設置場所

現地支援対策本部（以下「支援本部」という。）の設置場所は、構成員の安全が確保される場所とし、当該施設内のクリーンゾーン又は近隣施設内等とする。

6 設置等の決定

（1）設置の決定は、次のア又はイに該当する場合に行う。

ア 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）が当該施設の感染状況を集団感染事例と確認した場合

イ 指揮室と振興局保健環境部社会福祉課（以下「社会福祉課」という。）が協議し、集団感染が疑われる事例で支援本部の設置が必要と判断した場合

（2）解散の決定は、指揮室（福祉施設支援班）が支援本部の本部長（以下「支援本部長」という。）と協議の上、行う。

7 設置期間

原則として、当該施設の集団感染が収束し、施設運営の平常化の目途が概ね確立するまでの間とする。

8 支援本部長

支援本部長は、原則として各振興局保健環境部くらし・子育て担当部長とする。ただし、複数の支援本部が設置され、くらし・子育て担当部長のみでは対応が困難な場合は、振興局局長の職（本庁課長級）の者を充てることができる。

なお、施設の設置主体が市町村の場合、速やかに道と当該市町村で協議し決定する。この場合、副支援本部長の設置等、状況等に応じた弾力的な体制とすることができる。

9 構成員

構成員は次の（１）及び（２）とする。ただし、状況等に応じ弾力的な体制とすることができる。

（１） 基本構成員

- ・ 社会福祉課
- ・ 当該施設（法人）
- ・ 当該市町村（※設置主体の場合）

（２） 構成員

- ・ 振興局保健環境部保健行政室及び地域保健室（以下「保健所」という。）
- ・ 専門家 ほか

10 構成員の役割区分

（１） 社会福祉課等の基本構成員は施設のサービス継続に資する支援を行う。また、当該施設内における保健所業務の事務的サポートを行う。

（２） 保健所は、本来業務である感染症対策に係る業務を行う。

構成員	主な支援業務	活動場所
（基本構成員） ・ 社会福祉課 ・ 当該市町村 ・ 当該施設 （法人）等	・ 情報収集 ・ 当該施設/保健所/指揮室/当該市町村間の連絡調整及び情報共有 ・ 人材確保や衛生資材管理等の介護継続支援 ・ 保健所業務の事務的サポート ほか	支援本部内
・ 保健行政室 ・ 地域保健室 ・ 専門家 等	・ 保健所の感染症対策に係る本来業務 （入院調整、患者搬送、医療支援、検体採取、感染者の行動調査ほか）	保健所、 当該施設等
※支援本部長は必要に応じ、「班」体制を配置するなど弾力的に対応		

11 その他

（１） 指定都市・中核市にある施設で集団感染が発生した場合

指定都市・中核市が対策本部を設置した場合、道（本庁又は振興局）は必要に応じてリエゾン職員を派遣し、情報収集等を行う。

（２） 小樽市にある施設で集団感染が発生した場合

ア 当該施設が道所管の施設の場合、道は支援本部を設置するとともに、小樽市保健所に支援本部への協力を依頼する。

イ 当該施設が小樽市所管で市が対策本部を設置した場合、道（本庁又は振興局）は、必要に応じてリエゾン職員を派遣し、情報収集等を行う。

12 適用

この要綱は、令和２年（２０２０年）１２月２５日から適用する。

令和3年度



帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金について

高齢者入所施設への新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、①高齢者入所施設の入所者（新規入所予定者含む。）と従事者に対する行政検査②高齢者入所施設の新規入所予定者への任意検査について、高齢者入所施設が検査実施機関等に支払った費用に対して補助を実施します。

■ 補助対象

令和3年5月20日から令和4年3月31日までに、次の検査実施機関において、PCR 検査又は抗原定量検査を実施した場合。 ※他の国庫補助金等で補助を受けている場合は対象となりません。
※補助申請は、**令和4年3月末日まで**に手続きを行ってください。

検査の実施機関	① ・行政検査によるPCR検査等を実施できる医療機関
	② ・施設の協力医療機関等であってPCR検査等を実施できる医療機関 ・市内外のPCR検査等の任意検査を行っている医療機関

※① 医師により検査が必要と判断された場合

※② 高齢者入所施設の入所決定に伴い、任意検査を実施した場合（ただし、検査キットを購入し、自ら検査キットの反応を確認する方法により判断するものは補助対象外）

■ 対象施設・対象者

	対象施設	対象者
高齢者入所施設	・特別養護老人ホーム（地域密着型含む） ・介護老人保健施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・生活支援ハウス	【行政検査】 高齢者入所施設の入所者（新規入所予定者含む。）及び従事者 【任意検査】 高齢者入所施設への新規入所予定者

■ 補助上限額（原則、行政検査は1人5回、任意検査は1人1回まで）

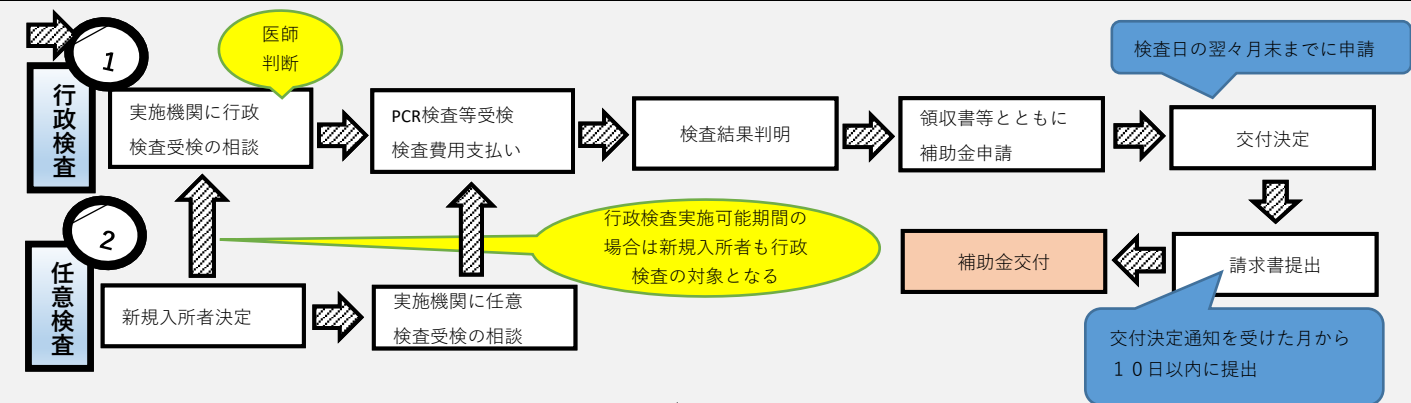
行政検査による自己負担	1件当たり2,100円を上限
PCR検査（任意検査）	1件当たり20,000円を上限
抗原定量検査（任意検査）	1件当たり7,500円を上限

※いずれも証明書等の諸経費を含みます。

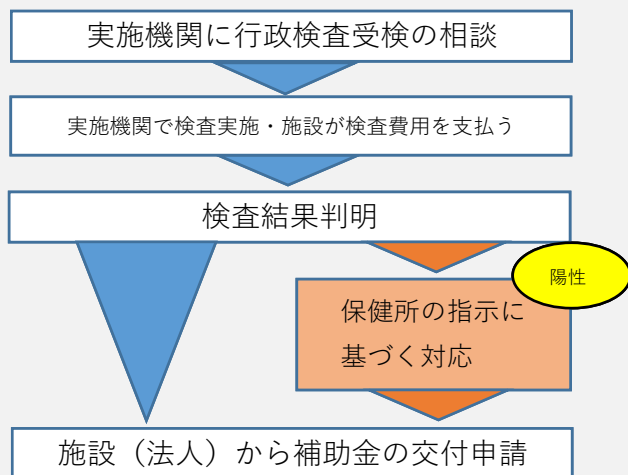
上限を超える分は自己負担となります。

※検査費用を対象者が一時的に負担し、施設が後日支払う場合には、受領書をもらうなど、施設が支払ったことが分かるようにしておいてください。必要に応じて、提出を求めることがあります。

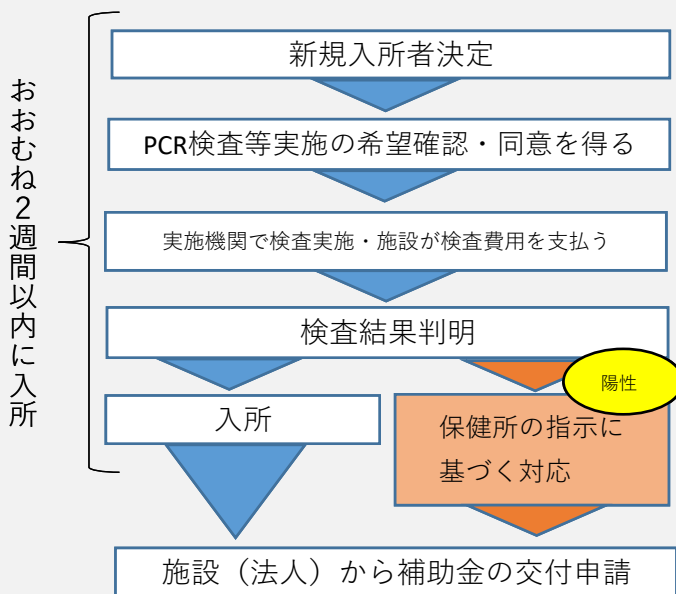
■ 補助金交付までの流れ



①行政検査



②任意検査



■ 補助金申請及び申請期限

以下の①②③を郵送又は窓口（帯広市役所 3階地域福祉課窓口）へ提出してください。

①申請書兼実績報告書【様式第1号】

②施設別実績報告書【様式第1号別紙1】

③検査費用が確認できる書類（領収書等）

検査月の翌々月末又は
令和4年3月31日いずれ
か早い日までに提出

※検査費用と諸経費（証明書等）内訳がわかるもの

※申請書等の様式は
帯広市のホームページ
からダウンロード
できます。



■ 申請書類等の審査・決定

提出のあった申請書類を審査し、認められた場合は交付決定兼交付額確定通知書が施設（法人）に通知されますので、補助金交付請求書【様式第4号】を通知後10日以内に地域福祉課へ提出してください。振込先口座を確認後、指定の口座に補助金を振り込みます。

■ 問い合わせ先・申請先

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所 本庁舎3階 地域福祉課窓口
帯広市 市民福祉部 地域福祉室 地域福祉課 総務係
電話：65-4146 FAX：23-0158

新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種状況集計結果(令和3年8月31日時点)

	事業所 数	回答事 業所数	回答率	接種対 象者数 (従事 者)	事業所 接種 割合				希望者 接種 割合	接種対 象者数 (入所 者)	接種者数				希望者 接種 割合	事業所 接種 割合	希望者 接種 割合	
					接種希 望者数	接種者数					接種希 望者数	接種者数						
						1回のみ 接種者	2回接種 者	接種予約 済み				1回のみ 接種者	2回接種 者	接種予約 済み				
入所施設	介護老人福祉施設	5	5	100.0%	537	490	0	488	2	91.2%	100.0%	507	470	0	465	0	91.7%	98.9%
	介護老人保健施設	5	3	60.0%	241	238	0	238	0	98.8%	100.0%	291	293	1	290	0	100.0%	99.3%
	地域密着型介護老人福祉施設	11	9	81.8%	392	369	1	367	0	93.9%	99.7%	274	272	0	267	1	97.8%	98.5%
	認知症対応型共同生活介護	36	28	77.8%	440	409	2	399	3	91.8%	98.8%	446	438	0	432	3	97.5%	99.3%
	特定施設入居者生活介護	14	10	71.4%	488	441	5	424	3	88.5%	98.0%	730	703	3	699	0	96.2%	99.9%
	生活支援ハウス	2	2	100.0%	8	8	0	8	0	100.0%	100.0%	14	13	0	12	1	92.9%	100.0%
	サービス付高齢者向け住宅	14	8	57.1%	132	121	0	118	3	91.7%	100.0%	259	251	3	246	1	96.5%	99.6%
	住宅型有料老人ホーム	20	6	30.0%	64	57	1	56	0	89.1%	100.0%	141	130	1	128	0	91.5%	99.2%
	入所施設 計	107	71	66.4%	2302	2133	9	2098	11	92.0%	99.3%	2662	2570	8	2539	6	95.9%	99.3%
	介護予防支援	4	3	75.0%	37	37	0	37	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	0	0
	居宅介護支援	40	22	55.0%	108	104	0	104	0	96.3%	100.0%	0	0	0	0	0	0	0
	訪問介護	46	23	50.0%	363	340	3	328	9	93.7%	100.0%	0	0	0	0	0	0	0
	訪問入浴	4	2	50.0%	14	13	0	13	0	92.9%	100.0%	0	0	0	0	0	0	0
	通所介護	27	18	66.7%	238	210	14	192	1	87.0%	98.6%	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	14	9	64.3%	64	60	0	60	0	93.8%	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	1	33.3%	24	22	0	22	0	91.7%	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	26	19	73.1%	163	138	3	133	2	84.7%	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	7	2	28.6%	14	14	0	14	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	3	2	66.7%	33	29	0	29	0	87.9%	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護	13	8	61.5%	106	102	0	100	1	95.3%	99.0%	0	0	0	0	0	0	0	
居宅サービス 計	187	109	58.3%	1164	1069	20	1032	13	91.5%	97.8%	2662	2570	8	2539	6	95.9%	99.3%	
総計	294	180	61.2%	3466	3202	29	3130	24	91.8%	99.4%	2662	2570	8	2539	6	95.9%	99.3%	